

令和2年度
芦屋市明るい選挙推進協議会
総会資料

総 会 次 第

1	令和2年度芦屋市明るい選挙推進協議会委員名簿 (資料1)	1
2	議 事	
	(1) 平成31年度常時啓発事業の実施結果について (資料2)	2
	(2) 平成31年度選挙時啓発事業の実施結果について (資料3)	5
	(3) 平成31年度自主会計収入支出報告について (資料4)	6
	監査報告	7
	(4) 役員の改選について (資料5)	8
	(5) 令和2年度常時啓発事業の実施計画 (案) について (資料6)	9
	(6) 令和2年度自主会計収入支出予算 (案) について (資料7)	10

[資料2]

平成31年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 諸会議の開催	<p>○明推協総会 ① 日時 5月22日 午前10時～12時</p> <p>○広報委員会 ① 日時 9月18日 午前10時～12時</p> <p>② 日時 10月16日 午前10時～12時</p> <p>③ 日時 2月7日 午前10時～12時</p> <p>○講演会実施委員会 ① 日時 8月28日 午前10時～12時</p> <p>② 日時 9月19日 午前10時～12時</p> <p>③ 日時 11月14日 午前10時～12時</p> <p>④ 日時 1月16日 午前10時～12時</p> <p>○選挙時啓発委員会 ① 日時 6月10日 午前10時～12時</p> <p>② 日時 7月11日 午前10時～12時</p>
2 広報紙啓発事業	○広報委員会で「白ばらだより」を作成，ホームページに掲載し選挙啓発を行う。
3 啓発ポスター募集事業	<p>○市内の小・中・高校から明るい選挙の啓発ポスターを募集</p> <p>募集期間 5月13日～9月6日</p> <p>応募状況 小学校 8校 131点 中学校 5校 211点</p> <p>高校 2校 23点 合計 15校 365点</p> <p>○審査 9月6日，9月11日に審査を行い（特選2名・入選12名・佳作16名），特選及び入選作品14点を2次審査（県）へ送付（県入選3名）</p> <p>県入選作品3点を3次審査（中央）へ送付</p>
4 明るい選挙推進旬間事業	<p>○明るい選挙啓発ポスター展</p> <p>11月13日～11月25日 市民センター空中通路にて30点展示</p> <p>○明るい選挙推進大会（リーダー養成研修）</p> <p>2月22日（土）午後2時から市民センター401室にて講演会を開催</p> <p>テーマ 「スウェーデンにみる社会参画と協働ー心豊かな生活の実現を目指してー」</p> <p>講師 高橋 美恵子 氏（大阪大学大学院言語文化研究科教授）</p> <p style="text-align: right;">（参加者31人）</p>
5 新成人等啓発事業	<p>○18歳の誕生日に届くように星座のイラスト入りバースデーカードと啓発冊子を送付</p> <p>○成人式（1月13日）に啓発資材を配布</p>
6 阪神7市1町等明推協連合会事業	総会6月7日（伊丹市），啓発担当職員研修会1月31日（伊丹市）
7 学校生徒会選挙支援事業	精道小2月22日，宮川小12月12日，山手小12月6日，打出浜小2月21日，浜風小11月25日，潮見中12月2日，県立特別支援学校7月2日・2月6日，クラーク記念国際高7月12日

サイト内検索 カテゴリを選択 [検索方法](#)

[ホーム](#) > [くらし](#) > [選挙](#) > [選挙管理委員会のページ](#) > [芦屋市明るい選挙推進協議会](#) > 白バラだより 令和元年11月号

更新日：2019年11月6日

白バラだより 令和元年11月号

選挙ミニ知識 会派ってなあに？

今年4月に行われた芦屋市議会議員選挙で、21人の市議会議員が決まりました。

この芦屋市の公式ホームページのトップにある「芦屋市議会」をクリックすると市議会のページに行くことができます。そこには、議員紹介の項目があり、議員名簿や会派別議員名簿を見ることができます。

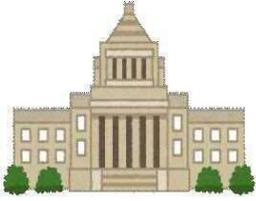
ところで皆さんは、この「会派」という言葉を聞いたことがありますか？

会派とは、国会や地方議会で同じ理念や政策を持ち活動する議員の集まりです。政党との違いは、政党は議員でなくても所属することができるのに対し、会派はあくまで議会運営のために議員によって作られるものです。

会派を作らなくても議会で活動することはできるのですが、議会内のルールとして、委員会の委員ポストは、会派の構成人数によって割り当てられます。そのため、会派に所属している方が特別委員会などでの活躍の場も広がるわけです。また、国会では委員会や議会での質問時間も、会派の構成人数に応じて会派ごとに割り当てられるので、会派に所属していると有利に議事を進められるのです。

政党に所属していない無所属の議員や、議席の少ない政党の議員も、政策が一致していれば党の垣根を越えて会派を作ることができます。

芦屋市議会では、令和元年10月現在で6つの会派があり、20人の議員がそれぞれの会派に所属しています。また、会派に属さない議員もいます。どの会派の議員がどのような理念や政策を持って議員活動をしているのか、調べてみるのもいいかもしれませんね。



参考資料

[令和元年10月現在 芦屋市議会 会派別議員名簿 \(PDF: 87KB\) \(別ウィンドウが開きます\)](#)

お問い合わせ

選挙管理委員会事務局
電話番号：0797-38-2100
ファクス番号：0797-38-2174

芦屋市役所

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
電話番号：0797-31-2121 (代表)

Copyright © Ashiya City. All Rights Reserved.

白バラだより 令和2年2月号

政治に関心を！(No.1)-香港デモと台湾総統選挙-

今年の1月11日に、台湾で総統選挙が行われました。総統は大統領に当たるので、台湾のトップを決める選挙が行われたということです。

一国二制度を拒否する考えの現職総統と、野党候補者2名との間で争われた結果、現職の蔡英文氏の勝利となりました。蔡英文氏の得票数は、1996年の台湾の直接選挙以来過去最多の800万票あまりになりました。投票率は74.9%でした。

この選挙には、香港から数多くの若者や議員たちが視察に来ていました。中には、学生を連れて選挙運動などを視察する大学准教授もいました。その目的は、一国二制度が導入された香港でデモが起きている現状を伝え、民主化を成し遂げた台湾に学び、香港の民主化運動に役立てることでした。

このように、香港や台湾では選挙や政治に大きな関心が寄せられています。これは、政治が自分たちの生活に直結していると実感しているため、選挙に無関心ではられないからです。

日本では、昨年7月の参議院選挙の投票率は、48.8%で1995年の参議院選挙に次ぐ低投票率となりました。

政治は、私たちの生活に直結しています。無関心でいるのは、台湾や香港の現状を見れば、とてももったいないことではないでしょうか。



お問い合わせ

選挙管理委員会事務局

電話番号：0797-38-2100

ファクス番号：0797-38-2174

芦屋市役所

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

電話番号：0797-31-2121（代表）

Copyright © Ashiya City. All Rights Reserved.

[資料3]

平成31年度選挙時啓発事業の実施結果

令和元年 7月21日執行 参議院議員選挙

街頭啓発実施日 7月13日

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・横断幕，立看板を市内各所に掲示・公用車にボディパネルを掲示・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報あしやに啓発記事を掲載・啓発チラシを郵送で配布・公共施設の窓口でチラシを配布
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none">・JR芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布（明るい選挙キャラクターめいすいくんの着ぐるみを使用）
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け・芦屋市ホームページに掲載
5 コンビニレジ画面による啓発	<ul style="list-style-type: none">・市内のコンビニエンスストア（ローソン・ファミリーマート）のレジ画面による選挙告知

[資料4]

平成31年度自主会計収入支出報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(収入)

単位：円

項目	収入額	内訳
繰越金	193,974	平成31年度からの繰越
7市1町連合会	40,000	講演会講師謝金(40,000)
協力金	100,000	兵庫県議会議員選挙・参議院議員総選挙協力金
明るい選挙推進協会	200,000	令和元年度明るい選挙推進優良活動表彰副賞
雑入	1	預金利子
合計	533,975	

(支出)

単位：円

項目	支出額	内訳	
事業費	43,000	常任委員会費 会議費	0
		選挙時啓発委員会費 会議費	0
		街頭啓発費	0
		講演会実施委員会費 講師謝礼(7市1町分)	40,000
		会議費	0
		広報委員会費 会議費	0
		会計監査費 会議費	0
菊寿会 年会費	3,000		
合計	43,000		

収入533,975円 — 支出43,000円 = 残高490,975円

監 査 結 果

本日、平成31年度芦屋市明るい選挙推進協議会の会計について、

監査を行いました。

監査は、芦屋市明るい選挙推進協議会規約第7条第4項の規定に

基づき、会計帳簿・その他の関係書類及び銀行預金等照合検査した

ところ、それぞれ符合して正確であった。

令和2年8月3日

監査委員 委員名 ⑩

[資料 6]

令和 2 年度常時啓発事業実施計画（案）

事業項目	実施時期	対象者	内 容
1 諸会議の開催	9 月～ 3 月	明推協委員	総会の開催 常任委員会・専門委員会の開催
2 市ホームページ啓発事業	9 月～ 3 月	一般市民	市ホームページによる啓発 （白ばらだより）年 3 回
3 啓発ポスター募集事業	5 月～ 9 月	市内小・中・高校生	・ 明るい選挙の啓発ポスターを募集 ・ 明るい選挙啓発ポスター展（啓発ポスター応募入選作品を市民センターに展示）
4 推進大会事業	未定	一般市民	明るい選挙推進大会を開催
5 市民政治学講座（地域別講演会事業）	10 月～ 3 月	一般市民	政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催（公民館と共催）
6 議会の傍聴	9 月～ 3 月	明推協委員 一般市民	市議会本会議の傍聴
7 新 18 歳等啓発事業	4 月～ 3 月	新 18 歳	・ 誕生日に「バースデーカード」と「啓発冊子」を送付
8 阪神 7 市 1 町明推協連合会事業	4 月～ 3 月	選管委員 明推協委員 一般市民	総会，会議等に参加 地域別講演会， 地域リーダー養成研修の実施 啓発資材の配布
9 学校生徒会選挙支援事業	4 月～ 3 月	市内 小・中・高	学校の生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出を行い実際の公職選挙に近い形の選挙を行う。有権者となる前に選挙の大切さを学び若年層の政治・選挙への関心の向上を図る。
10 明るい選挙推進事業	11 月～ 3 月	明推協委員	明推協委員の資質向上及び明推協の組織・活動活性化を図る。
11 選挙出前授業	9 月～ 3 月	市内 小・中・高	選挙の意義及び仕組みについて、講義形式により 1 時限の授業を行う。

[資料 7]

令和 2 年度自主会計収入支出予算（案）

（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで）

（収 入）

単位：円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	4 9 0 , 9 7 5	平成 3 1 年度からの繰越
協 力 金	0	
7 市 1 町 連 合 会	4 0 , 0 0 0	推進大会講師謝金(4 0 , 0 0 0)
雑 入	1	預金利子
合 計	5 3 3 , 9 7 6	

（支 出）

単位：円

項 目	支 出 額	内 訳
事 業 費	2 0 3 , 0 0 0	常任委員会費 0
		選挙時啓発委員会費 0
		講演会実施委員会費 200,000
		広報委員会費 0
		菊寿会年会費 3,000
予 備 費	3 3 0 , 9 7 6	
合 計	5 3 3 , 9 7 6	

参考：市の直接経費として、推進大会講師謝金 20,000 円を別途予算化。

芦屋市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、芦屋市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、民主政治の基盤である選挙が、選挙人の自由に表明する意志によって、公正に行われるように、市民の政治意識の高揚に努め、投票率向上及び明るい選挙の達成を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、芦屋市選挙管理委員会と緊密な連絡を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) この運動の有効適切な諸事業の企画と実施
- (2) この運動に伴う諸方策の調査と研究

(構成)

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員がその属する団体又は機関の関係者でなくなったときは、委員を辞したものとみなし、新たにその団体又は機関の関係者を委員に委嘱するものとする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。また、前任者が前条の市民の委員等として在任することを妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常任委員	若干名
監査委員	2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 常任委員及び監査委員は、総会の同意を得て会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、協議会の運営について事務を処理するとともに専門委員会を代表する。

4 監査委員は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議の種類)

第8条 会議は、次のとおりとする。

総 会
常任委員会
専門委員会

- 2 総会は、必要に応じて開催し、協議会が行う事業の基本方針の策定及び総合的企画を行う。
- 3 常任委員会は、役員で構成し、必要に応じて開催し、総会の付議事項及び緊急案件の審議、専門委員会間の調整並びに協議結果による運動の推進にあたる。
- 4 専門委員会は、協議会の事業を円滑かつ効果的に推進を図るため、特定の事項について具体的な企画並びに実施にあたる。
- 5 専門委員会は、次のとおりとする。
 - (1) 広報委員会
 - (2) 選挙時啓発委員会
 - (3) 講演会実施委員会
- 6 委員は、会長及び副会長を除き、いずれかの専門委員会に所属するものとする。
(会議の運営)

第9条 会議は、会長（専門委員会にあつては、担当常任委員に読み替える。以下同じ。）が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故があるときは、副会長又は会長の指名したものをもってこれに充てる。
- 3 会長及び副会長は専門委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会議は、必要に応じて、事業推進に関係する者を出席させ、意見を述べるができる。
- 5 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
(辞職)

第10条 会長が辞職しようとするときは、あらかじめ副会長に届け出るものとする。

- 2 会長以外が辞職しようとするときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。
- 3 役員又は委員が公職の候補者となり、又は選挙運動若しくは政治活動をしようとするときは、辞職しなければならない。
(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この運動に関して学識経験のある者を、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し意見を述べるができる。
(庶務)

第12条 協議会の庶務は、芦屋市選挙管理委員会事務局において行う。

(経費)

第13条 協議会に必要な経費は、芦屋市選挙管理委員会のもつ予算及びその他の収入をもってこれに充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、総会に

において定める。

- 2 この規約の改正は、芦屋市選挙管理委員会の同意を得て総会で決する。

附 則

- 1 この規約は、昭和40年6月5日から施行する。ただし、この規約の施行の際、現に委嘱された委員の任期は、従前の例により在職するものとする。
- 2 昭和32年5月4日芦屋市公明選挙協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和42年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成2年5月24日から施行する。
- 2 この規約による改正前に委嘱された委員の任期については、従前どおりとする。ただし、任期満了が平成4年3月31日以降の委員の任期については、平成4年3月31日までとする。
- 3 この規約による改正後はじめて委嘱される委員の任期については、平成4年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成8年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。